

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
12	全サービス共通		サービス提供体制強化加算	「10年以上介護福祉士が30%以上」という最上位区分の要件について、勤続年数はどのように計算するのか。	<p>・サービス提供体制強化加算における、勤続10年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としたものであり、介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではないこと。</p> <p>・「同一法人等での勤続年数」の考え方については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一法人等(※)における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数 事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。 (※)同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を種教法人で一体的に行っている場合も含まれる。 <p>・なお、介護職員等特定処遇改善加算において、当該事業所における経験・技能のある介護職員の「勤続年数10年の考え方」は異なることに留意すること。</p> <p>※平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1)(平成21年3月23日)問5は削除する。</p>	QA発出時期、文書番号等 3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について
13	訪問介護		特定事業所加算(V)	特定事業所加算(V)の勤続年数要件(勤続年数が7年以上の訪問介護員等を30%以上とする要件)における具体的な割合はどのように算出するのか。	<p>勤続年数要件の訪問介護員等の割合については、特定事業所加算(I)・(II)の訪問介護員等要件(介護福祉士等の一定の資格を有する訪問介護員等の割合を要件)と同様に、前年度(3月を除く11ヶ月間。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。</p>	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
14	訪問介護		特定事業所加算(V)	「訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の割合が30%以上」という要件について、勤続年数はどのように計算するのか。	<p>・特定事業所加算(V)における、勤続年数7年以上の訪問介護員等の割合に係る要件については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等として従事する者であって、同一法人等での勤続年数が7年以上の者の割合を要件としたものであり、 訪問介護員等として従事してから7年以上経過していることを求めるものではないこと(例えば、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等として従事する前、同一法人等の異なるサービスの施設・事業所の介護職員として従事していた場合に勤続年数を通算して差し支えないものである。) <p>・「同一法人等での勤続年数」の考え方について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一法人等(※)における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数 事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。 (※)同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を種教法人で一体的に行っている場合も含まれる。 	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
15	訪問介護		特定事業所加算(V)	勤続年数には産前産後休業や病気休暇の期間は合めないと考えるのか。	産前産後休業や病気休暇のほか、育児・介護休業、母性健康管理措置としての休業を取得した期間は雇用関係が継続していることから、勤続年数に合めることができる。	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
16	訪問介護		通院等乗降介助	1日に複数の医療機関を受診する場合に、医療機関から医療機関への移送に伴う介護について「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できるか。	・居室以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもって訪問介護として算定することはできない。したがって、医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することはできない。 ・ただし、居室が起点又は終点となる場合、その間の医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、同一の事業所が移送を行う場合に限り、算定することができる。 ※ 介護報酬に係るQ&A(平成15年5月30日)問22は削除する。	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
17	訪問介護		事業所を分割した場合におけるサービス提供責任者の配置基準の取扱い	指定訪問介護事業所が分割によって複数の指定訪問介護事業所となり、1事業所当たりの利用者数が減少する場合、サービス提供責任者の配置基準となる利用者数について、減少した利用者数を用いて差し支えないか。	・差し支えない。 ・例えば、前3月の平均利用者数が80人の指定訪問介護事業所が、分割によって推定利用者数がそれぞれ30人と50人の指定訪問介護事業所となった場合、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては推定利用者数を用いることを踏まえ、サービス提供責任者の配置基準となる利用者数として、それぞれ推定利用者数を用いることができる。	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
18	訪問介護		生活機能向上連携加算(1)	生活機能向上連携加算(1)について、留意事項通知において、理学療法士等が訪問介護計画の作成にサービス提供責任者へ訪問介護計画の作成に助言をするに当たって「指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において把握した上で行うとあるが、具体的にはどのようなものか。	・例えば、訪問介護と通所リハビリテーションを併用する利用者について、訪問介護事業所のサービス提供責任者が訪問介護計画を作成するに当たって、理学療法士等が通所リハビリテーションを提供する中で把握した利用者のADL及びIADLに関する状況を、電話、文書、メール等を活用して助言することが挙げられる。 ・なお、利用者のADL及びIADLの状況を把握する方法としては、上記のほか、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を活用する方法もあるが、いずれかの方法を把握すればよい。	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
19	訪問介護		看取り期の利用者に対する訪問介護を提供する場合の2時間ルールの弾力化	看取り期の利用者に対する訪問介護を提供する時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずそれぞれ所定単位数の算定が可能となったが、所要時間を合算するという従来の取扱いを行うことは可能か。	・可能である。つまり、いわゆる2時間ルールの弾力化は、看取り期の利用者に対して、頻回かつ柔軟な訪問介護を提供した場合の時間を評価するものであることから、それぞれの所要時間を合算して所定単位数を算定する場合と合算せず算定する場合を比較して、前者の所定単位数が高い場合には所要時間を合算してもよい取扱いとする。 ・なお、当該弾力化が適用されるのは、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと利用者を診断した時点以降であるが、適用回数や日数についての要件は設けていない。	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
20	訪問入浴介護		初回加算	初回加算は同じ利用者について同一月内で複数の事業所が算定することは可能か。	可能である。	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
21	訪問入浴介護		初回加算	初回加算は、利用者の入院等により前回のサービス利用から間隔が空いた場合、どの程度の期間が空いていれば再算定が可能か。	・初回加算は、初回のサービス提供を行う前に利用者の居室を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合を評価する加算であり、この場合の初回は、過去の(介護予防)訪問入浴介護のサービスの有無に関わらず、当該(介護予防)訪問入浴介護事業所とサービス提供契約を締結した場合を指す。 ・ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引越すなど住環境に変化が生じたときに、改めて利用者の居室を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合は、再度算定することができる。	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
22	訪問入浴介護		初回加算	介護予防訪問入浴介護を利用していた者が、要介護認定の更新等にともない一体的に運営している訪問入浴介護事業所からサービス提供を受ける場合、改めてサービス提供契約を締結しない場合でも初回加算は算定可能か。	<p>・算定できない(逆)の場合である介護予防訪問入浴介護費の算定時においても同様である。</p> <p>・ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引越したるなど住宅環境に変化が生じたときに、改めて利用者の居宅を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合は、この限りではない。</p>	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
23	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算の算定要件について、「認知症介護に関する専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。	<p>・現時点では、以下のいずれかの研修である。</p> <p>① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修</p> <p>② 日本看護協会が認定している看護系大学の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程</p> <p>③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」</p> <p>・ただし、③については認定証が発行されている者に限る。</p>	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
24	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。	<p>・認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。</p> <p>・医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「(2)4認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄に記載を用いるものとする。</p> <p>・これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。</p> <p>・基準(訪問通所サービス、居宅(注)指定居宅サービスに要する費用の額の算定)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第二1(7)「認知症高齢者の日常生活自立度の決定方法について」、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成17年3月17日老計策0317001号、老振発指指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)の決定方法について(平成18年3月17日老計策0317001号、老振発指指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)の決定方法について(平成18年3月17日老計策0317001号、老振発指指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)の決定方法について)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月31日老計策0331005号、老振発指指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)の決定方法について(平成18年3月31日老計策0331005号、老振発指指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)の決定方法について)の記載を確認すること。</p>	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
25	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置するとあるが、「配置」の考え方如何。常勤要件等はあるか。	<p>・専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには事業所内での業務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。</p> <p>・なお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。</p>	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について
26	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算(Ⅱ)の認知症介護指導者は、研修修了者であれば管理者でもかまわないか。	<p>認知症介護指導者研修修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。</p>	3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
27	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	認知症介護実践リーダー研修を修了していないが、都道府県等が当該研修修了者と同等の能力を有すると認められた者であった。認知症介護指導者養成研修を修了した者について、認知症専門ケア加算における認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすことはできないか。	<p>・認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修(認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修)の企画・立案に参加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成20年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたこと等の経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。</p> <p>・従って、加算対象となる者が20名未満の場合には、平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者(認知症介護実践リーダー研修の未受講者)1名の配分で認知症専門ケア加算Ⅱを算定できることとなる。</p>	<p>QA発出時期、文書番号等</p> <p>3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について</p>
28	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	例えば、平成18年度より全国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等が実施する「介護福祉士ファーストステップ研修」については、認知症介護実践リーダー研修相当として認められるか。	<p>本加算制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体の実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる。</p>	<p>3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について</p>
29	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	認知症介護実践リーダー研修修了者は、「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号)及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号)において規定する専門課程を修了した者も含むのか。	<p>含むものとする。</p>	<p>3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について</p>
30	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算における「技術的指導に係る会議」と、特定事業所加算やサービス提供体制強化加算における「事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」が同時期に開催される場合であっても、当該会議の検討内容の1つが、認知症ケアの技術的指導に関する事項で、当該会議に登壇ヘルパーを含めた全ての訪問介護員等や全ての従業者が参加した場合、同会議を開催したものと考えるのはよいのか。	<p>貴見のとおりである。</p>	<p>3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について</p>

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等																																																																																																														
31	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算の算定要件について、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上であることが求められているが、算定方法如何。	<p>・認知症専門ケア加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合については、届出が属する月の前3月間の利用者数で算定することし、利用者数は利用実人員数又は利用延人員数を用いる。例えば、以下の例の場合の前3月の平均は次のように計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、計算に当たって、 －（介護予防）訪問入浴介護の場合は、本加算は要支援者（要介護者）に関しても利用者数に含めること －定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）（包括報酬）の場合は、利用実人員数（当該月に報酬を算定する利用者）を用いる（利用延人員数は用いない）こと <p>に留意すること （「介護予防」訪問入浴介護の例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認知症高齢者の日常生活自立度</th> <th colspan="3">要介護級</th> <th colspan="3">利用実績（単位：日）</th> </tr> <tr> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者①</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者②</td> <td>I</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者③</td> <td>Ⅱa</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者④</td> <td>Ⅲa</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>利用者⑤</td> <td>Ⅲa</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者⑥</td> <td>Ⅲb</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>9</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者⑦</td> <td>Ⅳ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>利用者⑧</td> <td>Ⅳ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者⑨</td> <td>Ⅳ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者⑩</td> <td>Ⅳ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>44</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計（要支援者を含む）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>61</td> <td>60</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>		認知症高齢者の日常生活自立度	要介護級			利用実績（単位：日）			1月	2月	3月	1月	2月	3月	利用者①	なし				5	4	5	利用者②	I				6	5	7	利用者③	Ⅱa				6	6	7	利用者④	Ⅲa				7	8	8	利用者⑤	Ⅲa				5	5	5	利用者⑥	Ⅲb				8	9	7	利用者⑦	Ⅳ				5	6	6	利用者⑧	Ⅳ				8	7	7	利用者⑨	Ⅳ				5	4	5	利用者⑩	Ⅳ				6	6	7	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計					44	45	45	合計（要支援者を含む）					61	60	64	<p>3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)（令和3年3月29日）」の送付について</p>
	認知症高齢者の日常生活自立度	要介護級			利用実績（単位：日）																																																																																																															
		1月	2月	3月	1月	2月	3月																																																																																																													
利用者①	なし				5	4	5																																																																																																													
利用者②	I				6	5	7																																																																																																													
利用者③	Ⅱa				6	6	7																																																																																																													
利用者④	Ⅲa				7	8	8																																																																																																													
利用者⑤	Ⅲa				5	5	5																																																																																																													
利用者⑥	Ⅲb				8	9	7																																																																																																													
利用者⑦	Ⅳ				5	6	6																																																																																																													
利用者⑧	Ⅳ				8	7	7																																																																																																													
利用者⑨	Ⅳ				5	4	5																																																																																																													
利用者⑩	Ⅳ				6	6	7																																																																																																													
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計					44	45	45																																																																																																													
合計（要支援者を含む）					61	60	64																																																																																																													
32	訪問介護、訪問入浴介護				<p>① 利用実人員数による計算（要支援者を含む） ・利用者の総数＝10人（1月）＋10人（2月）＋10人（3月）＝30人 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の数＝7人（1月）＋7人（2月）＋7人（3月）＝21人 したがって、割合は21人÷30人＝70.0%（小数点第二位以下切り捨て）≥1/2</p> <p>② 利用延人員数による計算（要支援者を含む） ・利用者の総数＝61人（1月）＋60人（2月）＋64人（3月）＝185人 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の数＝44人（1月）＋45人（2月）＋45人（3月）＝134人 したがって、割合は134人÷185人＝72.4%（小数点第二位以下切り捨て）≥1/2 ・上記の例は、利用実人員数、利用延人員数ともに要件を満たさず場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば加算は算定可能である。 ・なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度区分が変更になった場合は月末の認知症高齢者の日常生活自立度区分を用いて計算する。</p>	<p>3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)（令和3年3月29日）」の送付について</p>																																																																																																														

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等																															
33	訪問介護、訪問入浴介護		認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定するためには、当該加算(Ⅰ)の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。	<p>必要ない。例えば加算の対象者が20名未満の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者 ・認知症看護に係る適切な研修を修了した者のいずれかが1名配置されていれば、認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定することができる。 <p>(研修修了者の人員配置例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">加算対象者数</th> </tr> <tr> <th>～19</th> <th>20～29</th> <th>30～39</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「認知症介護に係る専門的な研修」</td> <td></td> <td></td> <td>..</td> </tr> <tr> <td>必要な研修</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>修了者の配位数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>「認知症介護の指導に係る専門的な研修」</td> <td></td> <td></td> <td>..</td> </tr> <tr> <td>必要な研修</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>修了者の配位数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置することになる。</p> <p>※ 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2)(平成21年4月17日)問40は削除する。</p>		加算対象者数			～19	20～29	30～39	「認知症介護に係る専門的な研修」			..	必要な研修	1	2	3	修了者の配位数	1	1	1	「認知症介護の指導に係る専門的な研修」			..	必要な研修	1	1	1	修了者の配位数	1	1	1	<p>3.3.29 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について</p>
	加算対象者数																																				
	～19	20～29	30～39																																		
「認知症介護に係る専門的な研修」			..																																		
必要な研修	1	2	3																																		
修了者の配位数	1	1	1																																		
「認知症介護の指導に係る専門的な研修」			..																																		
必要な研修	1	1	1																																		
修了者の配位数	1	1	1																																		
34	全サービス共通		運営規程について	令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。	<p>・介護保険法施行規則に基づき運営規程については、変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることでなされているが、今般介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることで求めるものではないこと。</p> <p>・一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。</p>	<p>3.4.21 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.7)(令和3年4月21日)」の送付について</p>																															

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を御確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

- (1) 厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定に伴うQ&Aを含む。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

- (2) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html

- (3) 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/qa/

- (4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=00&kc=0&pc=1>

- (5) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935687.pdf>

※ 検索サイトで「保医発 0325 第2号」で検索すると閲覧できます。